

条例第 44 号

宇和島市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彦

宇和島市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（旅行に対する費用弁償）</p> <p>第4条 第2条の職員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、選挙管理委員会委員長、監査委員、公平委員会委員長及び農業委員会会长については宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号）別表第<u>1</u>区別の欄に掲げる<u>1</u>号、それ以外の者については同欄に掲げる<u>2</u>号の旅費を適用する。</p>	<p>（旅行に対する費用弁償）</p> <p>第4条 第2条の職員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、選挙管理委員会委員長、監査委員、公平委員会委員長及び農業委員会会长については宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号）別表級_____の欄に掲げる<u>1</u>号、それ以外の者については同欄に掲げる<u>2</u>号の旅費を適用する。</p>

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人等の実費弁償に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（実費弁償の方法）</p> <p>第2条 実費弁償は、出頭し、又は参加したとき支給する。</p>	<p>（実費弁償の方法）</p> <p>第2条 実費弁償は、出頭し、又は参加したとき支給する。</p>

2 前項の規定により支給する旅費の額は、宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号）別表第1区分の欄に掲げる2号の旅費を適用する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号）別表級_____の欄に掲げる2の旅費を適用する。

（財産区管理会委員手当及び費用弁償条例の一部改正）

第3条 財産区管理会委員手当及び費用弁償条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(費用弁償) 第3条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長については宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号） <u>別表第1区分</u> の欄に掲げる <u>1号</u> 、それ以外の委員については同欄に掲げる <u>2号</u> の旅費を適用する。	(費用弁償) 第3条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長については宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号） <u>別表級_____</u> の欄に掲げる <u>1</u> 、それ以外の委員については同欄に掲げる <u>2</u> の旅費を適用する。

（宇和島市消防団条例の一部改正）

第4条 宇和島市消防団条例（平成17年条例第201号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(費用弁償)	(費用弁償)

第16条 団員が公務のため旅行した場合においては、宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号）の規定の例により第2号旅費に相当する額の費用弁償を支給する。

第16条 団員が公務のため旅行した場合においては、宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号）別表級の欄に掲げる2の旅費に相当する額の費用弁償を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新報酬条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、同日前に出発した旅行（以下「施行日前旅行」という。）に係る旅費については、なお従前の例による。ただし、施行日前旅行に係る旅費を変更する場合において、新報酬条例の規定は、施行日以後の期間に対応する分について適用し、同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の証人等の実費弁償に関する条例（以下「新証人等条例」という。）の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、施行日前旅行に係る旅費については、なお従前の例による。ただし、施行日前旅行に係る旅費を変更する場合において、新証人等条例の規定は、施行日以後の期間に対応する分について適用し、同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の財産区管理会委員手当及び費用弁償条例（以下「新財産区条例」という。）の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、施行日前旅行に係る旅費については、なお従前の例による。ただし、施行日前旅行に係る旅費を変更する場合において、新財産区条例の規定は、施行日以後の期間に対応する分について適用し、同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 5 この条例による改正後の宇和島市消防団条例（以下「新消防団条例」という。）の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、施行日前旅行に係る旅費については、なお従前の例による。ただし、施行日前旅行に係る旅費を変更する場合において、新消防団条例の規定は、施行日以後の期間に対応する分について適用し、同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。